

2019年9月24日
大東建託株式会社
大東建託パートナーズ株式会社

消費税転嫁対策特別措置法に関する公正取引委員会による勧告について

本日、大東建託株式会社および大東建託パートナーズ株式会社は、公正取引委員会から、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(以下、消費税転嫁対策特別措置法)の第6条第1項に基づく勧告を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

今回の勧告は、消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段の規定に違反する行為が認められたことに対する勧告となります。当社の消費税転嫁対策特別措置法および、ガイドラインに対する理解が十分でなかったことにより、対象のオーナー様および、ご関係の皆さまに、ご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

なお、大東建託株式会社および大東建託パートナーズ株式会社は、公正取引委員会の勧告に基づき、対象となるお客様へ、10月以降、順次対応させていただく予定です。

今回の勧告を真摯に受け止め、社内での関連法令の周知徹底や社内研修の実施、グループ会社間の情報共有体制の構築など、コンプライアンスの一層の強化と再発防止に努めてまいります。

以上

<本件に関する報道関係者のお問い合わせ先>

大東建託株式会社 広報部 広報CSR課

TEL:03-6718-9174

<本件に関するお客様・取引先様のお問い合わせ先>

大東建託株式会社 お客様サービス室

TEL:0120-1673-43

<本件に関するオーナー様のお問い合わせ先>

大東建託パートナーズの各営業所へお問い合わせください。